

熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部改正について

熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市農業構造改善施設等設置条例の一部を改正する条例

熊本市農業構造改善施設等設置条例（平成 2 年条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市河内農村運動広場条例

第 1 条中「研修及び」を削り、「もって農業振興地域の活性化に資するための農業構造改善施設並びに」を「、もって」に、「の施設」を「、河内農村運動広場（以下「広場」という。）」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（位置）

第 2 条 広場の位置は、熊本市西区河内町白浜 2 1 9 1 番地 9 とする。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する施設（以下これらを「施設」という。）」を「広場」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「施設」を「広場」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「施設」を「広場」に改め、同条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に、「施設」を「広場」に改め、同条を第 8 条とする。

第10条中「施設の建物又は設備」を「広場の施設」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	使用料
全面	1時間につき 500円
片面	1時間につき 250円

備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提出理由）

天明多目的農事研修所を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。